

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第12号

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の徴収猶予及び減免の基準)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 条例第17条第1項第2号に規定する事業の不振、休業又は廃止、失業等の理由により、収入が著しく減少したときとは、基礎控除後の総所得金額等について、賦課の基となる年の基礎控除後の総所得金額等から徴収猶予又は減免の申請月の属する年の基礎控除後の総所得金額等の見込額を控除して得た額を賦課の基となる年の基礎控除後の総所得金額等で除して得た率（以下「<u>見込所得減少率</u>」という。）が30%以上となるときとする。</p> <p>(徴収猶予の取消し等)</p> <p>第26条 広域連合長は、条例第17条第3項の届出があったとき、又は同項に規定する届出がない場合であって次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、<u>その徴収猶予を取り消すものとする。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、その徴収猶予の期間又は額を変更することができる。</u></p> <p>(1) 第21条第2項の規定による徴収猶予を受けた者の<u>見込所得減少率</u>が30%未満になることが判明したとき。</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による徴収猶予を受けた者について、<u>賦課の基となる年の基礎控除後の総所得金額等から当該徴収猶予の申請月の属する年の基礎控除後の総所得金額等の実際の額を控除して得た額を賦課の基となる年の基礎控除後の総所得金額等で除して得た率（以下「<u>所得減少率</u>」という。）が30%未満になることが判明したとき。</u></p> <p>(3) 前号のほか、徴収猶予を受けた者の事情が変化したため、徴</p>	<p>(保険料の徴収猶予及び減免の基準)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 条例第17条第1項第2号に規定する事業の不振、休業又は廃止、失業等の理由により、収入が著しく減少したときとは、基礎控除後の総所得金額等について、賦課の基となる年の基礎控除後の総所得金額等から徴収猶予又は減免の申請月の属する年の基礎控除後の総所得金額等の見込額を控除して得た額を賦課の基となる年の基礎控除後の総所得金額等で除して得た率（以下「<u>所得減少率</u>」という。）が30%以上となるときとする。</p> <p>(徴収猶予の取消し等)</p> <p>第26条 広域連合長は、条例第17条第3項の届出があったとき、又は同項に規定する届出がない場合であって次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、<u>その徴収猶予の期間若しくは額を変更し、その徴収猶予を取り消し、又はその徴収猶予に係る保険料の全部若しくは一部を一時に徴収することができる。</u></p> <p>(1) 第21条第2項の規定による徴収猶予を受けた者の<u>所得減少率</u>が30%未満になることが判明したとき。</p> <p>【新設】</p> <p>(2) 前号のほか、徴収猶予を受けた者の事情が変化したため、徴</p>

取猶予を行う必要がなくなったとき。

- (4) 保険料の納付を不当に免れようとする行為があったとき。
2 広域連合長は、前項の規定により徴収猶予の取消し又は変更をしたときは、その取消し又は変更を後期高齢者医療保険料徴収猶予取消(変更)通知書(様式第32号)により当該徴収猶予に係る被保険者に通知するものとする。

(収入の減少による保険料の減免)

第28条 条例第17条第1項第2号に該当する場合における保険料の減免は、減免申請月の属する年度の賦課限度額適用前の保険料のうち、所得割に係る部分に限って減額を行うものとし、その減免額は、当該所得割の額に別表第3左欄に掲げる見込所得減少率に応じて同表右欄に定める減免率を乗じて得た額とする。

2～5 (略)

(減免の取消し)

第33条 第26条の規定は、減免を取り消す場合について準用する。この場合において、同条第1項各号列記以外の部分中「第17条第3項」とあるのは「第18条第3項」と、「その徴収猶予を取り消すものとする。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、その徴収猶予の期間又は額を変更することができる」とあるのは「減免を取り消すものとする」と、同項各号中「徴収猶予」とあるのは「減免」と、同条第2項中「徴収猶予」とあるのは「減免」と、「取消し又は変更」とあるのは「取消し」と、「後期高齢者医療保険料徴収猶予取消(変更)通知書(様式第32号)」とあるのは「後期高齢者医療保険料減免取消通知書(様式第36号)」と、読み替えるものとする。

(1)～(3) 【削除】

2 【削除】

取猶予を行う必要がなくなったとき。

- (3) 保険料の納付を不当に免れようとする行為があったとき。
2 広域連合長は、前項の規定により徴収猶予の取消しをしたときは、その取消しを後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書(様式第32号)により当該徴収猶予に係る被保険者に通知するものとする。

(収入の減少による保険料の減免)

第28条 条例第17条第1項第2号に該当する場合における保険料の減免は、減免申請月の属する年度の賦課限度額適用前の保険料のうち、所得割に係る部分に限って減額を行うものとし、その減免額は、当該所得割の額に別表第3左欄に掲げる所得減少率に応じて同表右欄に定める減免率を乗じて得た額とする。

2～5 (略)

(減免の取消し)

第33条 広域連合長は、条例第18条第3項の届出があったとき、又は同項に規定する届出がない場合であって次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、減免を取り消すものとする。

(1) 第21条第2項の規定による減免を受けた者の所得減少率が30%未満になることが判明したとき。

(2) 前号のほか、減免を受けた者の事情が変化したため、減免を行う必要がなくなったとき。

(3) 保険料の納付を不当に免れようとする行為があったとき。

2 広域連合長は、前項の規定により減免の取消しをしたときは、その取消しを後期高齢者医療保険料減免取消通知書(様式第36号)

(減免の変更)
 第33条の2 (略)
 (1)～(2) (略)
 (3) 見込所得減少率による別表第3右欄の減免率と、所得減少率による同表同欄の減免率が異なるとき。
 (4) 前3号に掲げるもののほか、減免額を変更することに相当の理由があると認められるとき。
 2 (略)

別表第3 (第28条、第33条の2関係)

	<u>見込所得減少率又は所得減少率</u>	減免率
1	70%以上	70%
2	60%以上70%未満	60%
3	50%以上60%未満	50%
4	40%以上50%未満	40%
5	30%以上40%未満	30%

により当該減免に係る被保険者に通知するものとする。

(減免の変更)
 第33条の2 (略)
 (1)～(2) (略)
【新設】
 (3) 前2号に掲げるもののほか、減免額を変更することに相当の理由があると認められるとき。
 2 (略)

別表第3 (第28条関係)

	所得減少率	減免率
1	70%以上	70%
2	60%以上70%未満	60%
3	50%以上60%未満	50%
4	40%以上50%未満	40%
5	30%以上40%未満	30%

様式第32号を次のように改める。

様式中「後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書」を「後期高齢者医療保険料徴収猶予取消(変更)通知書」に、「次のとおり取消」を「次のとおり取消(変更)」に、「徴収猶予取消年月日」を「徴収猶予取消(変更)年月日」に、「取消理由」を「取消(変更)理由」に、「取消前徴収猶予期間」を「取消(変更)前徴収猶予期間」に、「取消後納期限」を「取消(変更)後納期限」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。